

毒物劇物販売業の各種申請及び届出等の手引き(高知市)

※各種書類に押印は不要になりましたが、必要に応じ本人確認をさせていただきます。

Ver 2024. 6. 7

| | 状況 | 手続き | 備考 |
|---------|--|---|---|
| 毒物劇物販売業 | 1 新規に毒物劇物を販売する | 登録申請 【→p2】 * 法第4条第1項及び第2項 | 2週間以上前に時間に余裕を持って申請してください。 |
| | 2 毒物劇物販売業登録を更新する | 登録更新申請 【→p3】 * 法第4条第3項 | 有効期間満了の日の1ヶ月前まで * 規則第4条第2項 継続して毒物劇物の販売を行う場合は、登録後6年毎に更新が必要です。 * 法第4条第3項 |
| | 3 販売方法を変更した (伝票操作のみ→現物を取扱うようになった) | 変更届 【→p4】 (販売方法及び構造設備) * 法第10条 この他「4 毒物劇物取扱責任者設置届」の手続きが必要です。 * 法第7条第1項及び第3項 | 変更後30日以内 * 法第10条 施設設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設と毒物劇物取扱責任者の設置が必要です。 * 法第11条第1項(S52.3.26薬業第313号)、法第7条第1項 |
| | 4 新規に毒物劇物取扱責任者を設置した(新規設置) | 毒物劇物取扱責任者設置届 【→p4】 * 法第7条第3項 | 設置後30日以内 * 法第7条第3項 現物を取扱う場合は毒物劇物取扱責任者の設置が必要です。 * 法第7条第1項 |
| | 5 毒物劇物取扱責任者そのものが交代(変更)した 例: AさんからBさんに、毒物劇物取扱責任者そのものが変わった場合 | 毒物劇物取扱責任者変更届 【→p5】 * 法第7条第3項 | 変更後30日以内 * 法第7条第3項 |
| | 6 毒物劇物取扱責任者の氏名を変更した 例: 結婚等による「氏」の変更であり、毒物劇物取扱責任者自体は替わらない場合 | 毒物劇物取扱責任者氏名変更届 【→p5】 * 細則第2条 | 変更後30日以内 * 細則第2条 |
| | 7 毒物劇物を貯蔵又は運搬する設備の重要な部分を変更した | 変更届(構造変更) 【→p6】 * 法第10条 | 変更後30日以内 * 法第10条 |
| | 8 店舗の名称(屋号)を変えた 例: ○○農薬店 → △△肥料店 | 変更届(店舗名称変更) 【→p6】 * 法第10条 | 変更後30日以内 * 法第10条 |
| | 9 申請者(営業者)の名称又は住所を変えた 例: 本社(申請者)の名称が変更になった 例: 本社(申請者)の所在地が変更になった。 例: 個人(申請者)の「氏」が結婚等で変わった 例: 個人(申請者)が引っ越した | 変更届(営業者氏名等) 【→p7】 * 法第10条 注意 * 店舗の移転や申請者そのものが替わる場合は、事前に新規登録が必要です。 | 変更後30日以内 * 法第10条 |
| | 10 登録票の記載事項に変更が生じ、その内容を書換えることを希望する場合 | 書換え交付申請書 【→p8】 * 施行令第35条 | 随時 |
| | 11 登録票を紛失、汚損して、再交付を希望する場合 | 再交付申請書 【→p8】 * 施行令第36条 | 随時 |
| | 12 廃止した | 廃止届 【→p8】 * 法第10条 | 廃止後30日以内 * 法第10条 |

注 毒物及び劇物取締法: 法
毒物及び劇物取締法施行令: 施行令
毒物及び劇物取締法施行規則: 規則
高知市毒物及び劇物取締法施行細則: 細則

1 新規に毒物劇物を販売する

| | | |
|--|---|--|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | |
| 提出部数 | 1部 | |
| 提出期限 | 2週間以上前に時間に余裕を持って申請してください。 | |
| 留意事項 | <p>伝票上の操作のみの販売（いわゆるオーダー販売）として登録した場合、毒物若しくは劇物を貯蔵、陳列、運搬することは、一時的であってもできません。</p> <p>伝票上の操作のみの販売（いわゆるオーダー販売）として登録した後に、直接現物を取扱うこととなる際には、施設設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設と毒物劇物取扱責任者の設置が必要です。更に販売方法の変更後30日以内に変更届（販売方法及び構造変更）と毒物劇物取扱責任者設置届を提出する手続きが必要です。</p> | |
| 手数料 | 高知市収入証紙 14,700円 | |
| 提出書類 | 1 | <p>毒物劇物販売業登録申請書（様式あり） 別記第2号様式（第2条関係）</p> <p>○毒物劇物を直接取扱わない販売業の場合は、申請書備考欄に「伝票操作のみの取扱い」と記載してください。</p> <p>* 法第4条第2項→規則第2条第1項→別記第2号様式</p> |
| 毒物劇物の販売方法が「伝票上の操作のみの販売（いわゆるオーダー販売）」の場合は不要です。 | 2 | <p>店舗の設備の概要図 ①店舗内の平面図面（陳列・保管場所を明示） ②施設設備、貯蔵倉庫の設備概要</p> <p>○施設設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設が必要です。* 法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号) ○貯蔵、陳列等する場所については盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずることが必要です。* 法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号) * 規則第2条第2項第1号</p> |
| | 3 | <p>登記事項証明書（定款又は寄付行為でも可）</p> <p>○申請者が法人の場合のみ * 規則第2条第2項第2号 ○6ヶ月以内に発行されたもの ○コピー不可</p> |
| 毒物劇物の販売方法が「伝票上の操作のみの販売（いわゆるオーダー販売）」の場合は不要です。 | 4 | <p>毒物劇物取扱責任者設置届（様式あり） 別記第8号様式（第5条関係）</p> <p>* 法第7条第1項 * 法第7条第3項→規則第5条第1項→別記第8号様式</p> |
| | 5 | <p>①薬剤師免許証の写し 又は ②高等学校又はこれと同等以上の学校で応用化学の学科を修了したことを証する書類 又は ③毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する書類</p> <p>* 法第8条第1項→規則第5条第2項第1号</p> <p>左記②毒物劇物取扱責任者の資格要件については S46.3.8 薬発第 216 号「毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について」 H14.1.11 医薬化発第 0111001 号「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」 R6.5.30 医薬業審発 0530 第 1 号「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」 による なお、毒物劇物取扱責任者の業務内容については S50.7.31 薬発第 668 号「毒物劇物取扱責任者の業務について」を参照</p> |
| | 6 | <p>医師の診断書（様式あり） ①心身の障害の有無（精神の機能の障がいにより毒物劇物販売業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通と適切に行うことができない者に該当するか否か） ②麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒患者でないこと</p> <p>○毒物劇物取扱責任者についての診断書が必要です。 * 規則第5条第2項第2号</p> |
| | 7 | <p>宣誓書（様式あり） 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと</p> <p>○毒物劇物取扱責任者の宣誓書が必要です。 * 規則第5条第2項第3号</p> |
| | 8 | <p>毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し 又は 雇用関係を証明する書類（様式あり）</p> <p>○いわゆる派遣社員を毒物劇物取扱責任者として設置することはできません。また、本社からの出向の場合等、身分を出向元（本社）に残している場合は派遣とみなされます。 * H11.11.30 健政発第 1290 号 健医発第 1634 号 医薬発第 1331 号 * H13.2.7 医薬化発第 5 号 * 規則第5条第2項第4号</p> |

2 毒物劇物販売業登録を更新する

| | | |
|---------|--|--|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | |
| 提出部数 | 1部 | |
| 提出期限 | 有効期限終了日の1ヶ月前まで *規則第4条第2項 | |
| 留意事項 | 6年毎の更新が必要です。 更新されなかった場合は登録の効力は失われます。 *法第4条第3項 | |
| 手数料 | 高知市収入証紙 6,400円 | |
| 提出書類 | 1 | 毒物劇物販売業 登録更新申請書 (様式あり) 別記第5号様式(第4条関係) ○毒物劇物を直接取扱わない販売業の場合は、申請書備考欄に「伝票上の操作のみの取扱い」と記載してください。 *施行規則第4条第2項→別記第5号様式(第4条関係) |
| | 2 | 登録票(原本) ○紛失した際には、「紛失した登録票を発見したときは、速やかに高知市長に返納します」と備考欄に記載してください。 *施行規則第4条第2項 |

3 販売方法を変更した(伝票操作のみ→現物を取扱うようになった)

| 申請書の提出先 | 高知市保健所 (高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階) 地域保健課 電話 088-822-0577 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|---|------|----|-----|-----|------|--------|--------|---------|------|----|----|--------------|
| 提出部数 | 1部 | | | | | | | | | | | | | | |
| 提出期限 | 変更後 30日 以内 | | | | | | | | | | | | | | |
| 留意事項 | <p>○伝票上の操作のみの販売(いわゆるオーダー販売)として登録した後に、直接現物を取扱うこととなる際には、施設設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設と毒物劇物取扱責任者の設置が必要です。</p> <p>○これに伴い、30日以内に「変更届(販売方法及び構造変更)」及び「毒物劇物取扱責任者設置届」の提出が必要です。*法第7条第1項及び第3項</p> <p>○登録証の記載事項に変更が生じ、その内容を書換えることを希望する場合は登録票の書換え交付を申請することができます。(この場合、高知市収入証紙2,400円が必要です。) *施行令第35条</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 手数料 | なし | | | | | | | | | | | | | | |
| 提出書類 | 1 | 変更届 (様式あり) 別記第11号様式の(1)(第11条関係) | 変更届記載例↓ <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更内容</th> <th>事由</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売方法</td> <td>伝票操作のみ</td> <td>伝票操作のみ</td> <td>現物取扱いあり</td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>あり(別紙図面のとおり)</td> </tr> </tbody> </table> *法第10条第1項第2号→規則第11条第2項 | 変更内容 | 事由 | 変更前 | 変更後 | 販売方法 | 伝票操作のみ | 伝票操作のみ | 現物取扱いあり | 保管場所 | なし | なし | あり(別紙図面のとおり) |
| | 変更内容 | 事由 | 変更前 | 変更後 | | | | | | | | | | | |
| 販売方法 | 伝票操作のみ | 伝票操作のみ | 現物取扱いあり | | | | | | | | | | | | |
| 保管場所 | なし | なし | あり(別紙図面のとおり) | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 店舗の設備の概要図 (①店舗内の平面図面(陳列・保管場所を明示) ②施設設備、貯蔵倉庫の設備概要) | <p>○施設設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設が必要です。*法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号)</p> <p>○貯蔵、陳列等する場所については盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずることが必要です。*法第11条第1項(S52.3.26薬発第313号)</p> *規則第2条第2項第1号 | | | | | | | | | | | | | |

4 新規に毒物劇物取扱責任者を設置した(新規設置)

| | | | |
|---------|---|--|--|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所 (高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階) 地域保健課 電話 088-822-0577 | | |
| 提出部数 | 1部 | | |
| 提出期限 | 設置後 30日 以内 | | |
| 留意事項 | | | |
| 手数料 | なし | | |
| 提出書類 | 1 | 毒物劇物取扱責任者設置届 (様式あり) 別記第8号様式(第5条関係) | *法第7条第1項 *法第7条第3項→規則第5条第1項→別記第8号様式 |
| | 2 | ①薬剤師免許証の写し 又は ②高等学校又はこれと同等以上の学校で応用化学の学科を修了したことを証する書類 又は ③毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する書類 | *法第8条第1項→規則第5条第2項第1号 左記②毒物劇物取扱責任者の資格要件については S46.3.8 薬発第 216 号「毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について」 H14.1.11 医薬化発第 0111001 号「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」 R6.5.30 医薬薬審発 0530 第 1 号「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」による なお、毒物劇物取扱責任者の業務内容については S50.7.31 薬発第 668 号「毒物劇物取扱責任者の業務について」を参照 |
| | 3 | 医師の診断書 (様式あり) ①心身の障害の有無(精神の機能の障がいにより毒物劇物販売業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通と適切に行うことができない者に該当するか否か) ②麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒患者でないこと | ○毒物劇物取扱責任者についての診断書が必要です。 *規則第5条第2項第2号 |
| | 4 | 宣誓書 (様式あり) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと | ○毒物劇物取扱責任者の宣誓書が必要です。 *規則第5条第2項第3号 |
| | 5 | 毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し 又は 雇用関係を証明する書類 (様式あり) | いわゆる派遣社員を毒物劇物取扱責任者として設置することはできません。また、本社からの出向の場合等、身分を出向元(本社)に残している場合は派遣とみなされます。 *H11.11.30 健政発第 1290 号 健医発第 1634 号 医薬発第 1331 号 *H13.2.7 医薬化発第5号 *規則第5条第2項第4号 |

5 毒物劇物取扱責任者そのものが交代(変更)した

| | | |
|---------|--|--|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | |
| 提出部数 | 1部 | |
| 提出期限 | 変更後 30日 以内 *法第7条第3項 | |
| 留意事項 | | |
| 手数料 | なし | |
| 提出書類 | 1 | 毒物劇物取扱責任者変更届（様式あり） 別記第9号様式（第5条関係） *法第7条第1項 *法第7条第3項→規則第5条第3項→別記第9号様式 |
| | 2 | ①薬剤師免許証の写し 又は ②高等学校又はこれと同等以上の学校で応用化学の学科を修了したことを証する書類 又は ③毒物劇物取扱者試験に合格したことを証する書類 *法第8条第1項→規則第5条第2項第1号 左記②毒物劇物取扱責任者の資格要件については S46.3.8 薬発第 216 号「毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について」 H14.1.11 医薬化発第 0111001 号「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」 R6.5.30 医薬薬審発 0530 第 1 号「毒物劇物取扱責任者の資格要件について」による なお、毒物劇物取扱責任者の業務内容については S50.7.31 薬発第 668 号「毒物劇物取扱責任者の業務について」による |
| | 3 | 医師の診断書（様式あり） ①心身の障害の有無（精神の機能の障がいにより毒物劇物販売業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通と適切に行うことができない者に該当するか否か） ②麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒患者でないこと ○毒物劇物取扱責任者についての診断書が必要です。 *規則第5条第2項第2号 |
| | 4 | 宣誓書（様式あり） 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと ○毒物劇物取扱責任者の宣誓書が必要です。 *規則第5条第2項第3号 |
| | 5 | 毒物劇物取扱責任者の雇用契約書の写し 又は 雇用関係を証明する書類（様式あり） いわゆる派遣社員を毒物劇物取扱責任者として設置することはできません。また、本社からの出向の場合等、身分を出向元（本社）に残している場合は派遣とみなされます。 *H11.11.30 健政発第 1290 号 健医発第 1634 号 医薬発第 1331 号 *H13.2.7 医薬化発第5号 *規則第5条第2項第4号 |

6 毒物劇物取扱責任者の氏名を変更した

| | | |
|---------|--|--|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | |
| 提出部数 | 1部 | |
| 提出期限 | 変更後 30日 以内 *法第7条第3項 | |
| 留意事項 | | |
| 手数料 | なし | |
| 提出書類 | 1 | 毒物劇物取扱責任者氏名変更届(様式あり) 細則別記様式(第2条関係) *細則第2条 高知市毒物及び劇物取締法施行細則 |
| | 2 | 戸籍抄本 第2条 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者は、毒物劇物取扱責任者の氏名に変更を生じたときは、30日以内に別記様式による変更届に戸籍抄本を添えて届け出るものとする。 |

7 毒物劇物を貯蔵又は運搬する設備の重要な部分を変更した

| | | | |
|---------|---|---|--|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | | |
| 提出部数 | 1部 | | |
| 提出期限 | 変更後 30日 以内 * 法第10条 | | |
| 留意事項 | <p>○変更内容の状況によっては新規の登録が必要となる場合がありますので、構造設備等について変更がある場合は、事前にご相談ください。</p> <p>○毒物劇物の現品を取扱わない(伝票操作のみにより販売する)毒物劇物販売業の店舗が同一ビル内で移転(フロア内移動又は階移動)する場合は、変更後30日以内に変更届を提出してください。* 厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室ホームページ「毒物及び劇物取締法について」の「よくあるご質問」</p> <p>○次のような場合には、変更届ではなく、新規の登録が必要ですのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★全面改築の場合(既存の店舗を取り壊して新築する場合など) ただし、部分改装は変更として取扱う場合があります。予めご相談ください。 ★仮店舗で毒物劇物販売業務を行う場合 ★店舗を移転する場合 | | |
| 手数料 | なし | | |
| 提出書類 | 1 | 変更届（様式あり） 別記第11号様式の(1)(第11条関係) | * 法第10条第1項第1号→規則第11条第1項→別記第11号様式の(1)(第11条関係) |
| | 2 | 店舗の設備の概要図 (①店舗内の平面図面(陳列・保管場所を明示) ②施錠設備、貯蔵倉庫の設備概要) | <p>○施錠設備等を備えた毒物劇物専用の堅固な保管施設が必要です。* 法第11条第1項(S52.3.26薬第313号)</p> <p>○貯蔵、陳列等する場所については盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずることが必要です。* 法第11条第1項(S52.3.26薬第313号) * 規則第2条第2項第1号</p> |

8 店舗の名称(屋号)を変えた

| | | | |
|---------|--|-----------------------------------|---|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | | |
| 提出部数 | 1部 | | |
| 提出期限 | 変更後 30日 以内 * 法第10条 | | |
| 留意事項 | ○登録証の記載事項に変更が生じ、その内容を書換えることを希望する場合は登録票の書換え交付を申請することができます。(高知市収入証紙2,400円が必要です。) | | |
| 手数料 | なし | | |
| 提出書類 | 1 | 変更届（様式あり） 別記第11号様式の(1)(第11条関係) | * 法第10条第1項第1号→規則第11条第1項→別記第11号様式の(1)(第11条関係) |

9 申請者(営業者)の名称又は住所を変えた

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所 (高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階) 地域保健課 電話 088-822-0577 | | |
| 提出部数 | 1部 | | |
| 提出期限 | 変更後 30日 以内 *法第10条 | | |
| 留意事項 | <p>○店舗が移転する場合には、事前に新規登録が必要です。 注意!</p> <p>○申請者そのものが替わる場合も、事前に新規登録が必要です。</p> <p>個人経営が法人経営になる場合も、事前に法人経営として新規の登録申請をして登録を受けなければなりません。</p> <p>○登録証の記載事項に変更が生じ、その内容を書換えることを希望する場合は登録票の書換え交付を申請することができます。(高知市収入証紙2,400円が必要です。)</p> | | |
| 手数料 | なし | | |
| 提出書類 | 1 | <p>変更届 (様式あり)</p> <p>別記第11号様式の(1)(第11条関係)</p> | *法第10条第1項第1号→規則第11条第1項→別記第11号様式の(1)(第11条関係) |
| | 2 | <p>個人の場合</p> <p>○氏名を変更した場合 ↓ 戸籍抄本等, 変更前後の履歴が確認できる書類の提示をお願いします。</p> <p>○住所を変更した場合 ↓ 現時点での住所が確認できるものとして, 住民票等の提示をお願いします。</p> | *事実確認のため事務処理上必要ですので提示をお願いします。 |
| | | <p>法人の場合</p> <p>○法人名称を変更した場合 ↓ 変更前後が確認できる登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(6ヶ月以内に発行されたもの。コピー不可)</p> <p>○主たる事務所の所在地を変更した場合 ↓ 変更前後が確認できる登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(6ヶ月以内に発行されたもの。コピー不可)</p> | *法人の名称及び主たる事務所の所在地など事実確認のため事務処理上必要ですので提出をお願いします。 |

10 登録票の記載事項に変更が生じ、その内容を書き換えることを希望する場合

| | | |
|---------|---|---|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | |
| 提出部数 | 1部 | |
| 提出期限 | 随時 | |
| 留意事項 | ○登録票の記載事項に変更が生じた場合に、登録票書換え交付申請を行うことができます。 ○変更届書が提出されていることが必要です（同時申請可）。 | |
| 手数料 | 高知市収入証紙 2,400 円 | |
| 提出書類 | 1 | 登録票書換え交付申請書（様式あり） 別記第12号様式（第11条の2関係） * 施行令第35条 |
| | 2 | 登録票（原本） 新しく書換えた登録票を後日お渡します。 |

11 登録票を紛失、汚損して、登録票の再交付を希望する場合

| | | |
|---------|---|---|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | |
| 提出部数 | 1部 | |
| 提出期限 | 随時 | |
| 留意事項 | ○登録票を紛失したり、破り、汚した場合、登録票の再交付を申請することができます。 * 施行令第36条 ○登録票の再交付後に紛失した登録票が発見された場合は、直ちに発見した登録票を返納してください。 * 施行令第36条 | |
| 手数料 | 高知市収入証紙4,000 円 | |
| 提出書類 | 1 | 再交付申請書（様式あり） 別記第13号様式（第11条の3関係） 登録票を紛失した場合は、申請書備考欄に「登録票を発見した場合は、速やかに旧登録票を返納します」と記載してください。 * 施行令第36条 |
| | 2 | 登録票（原本） 破損又は汚損の場合のみ * 施行令第36条 |

12 廃止した

| | | |
|---------|--|--|
| 申請書の提出先 | 高知市保健所（高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター1階） 地域保健課 電話 088-822-0577 | |
| 提出部数 | 1部 | |
| 提出期限 | 廃止したときから 30日 以内 | |
| 留意事項 | 登録票（原本）の返納が必要です。 * 施行令第36条の2第1項 | |
| 手数料 | なし | |
| 提出書類 | 1 | 廃止届（様式あり） 別記第11号様式の(2)（第11条関係） * 法第10条第1項第4号→規則第11条第1項→別記第11号様式の(2)（第11条関係） |
| | 2 | 登録票（原本） 登録票を紛失した場合は、申請書備考欄に「登録票を発見した場合は、速やかに旧登録票を返納します」と記載してください。 * 施行令第36条の2 |